



「『重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画』  
の情報連絡・情報提供に関する実施細目」の概要について

2009年 4月 6日

内閣官房 情報セキュリティセンター (NISC)

- 2006年4月に実施細目を策定後、約3年間の施策、実運用等で様々な課題が顕在化している。
- 2009年2月に「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画」(以下「第2次行動計画という。」)を策定。
- 第2次行動計画との整合を図りながら、これまでの取り組みで判明した課題を解決するため、見直しを実施。

## 第2次行動計画における「実施細目」

### 第1次行動計画における「実施細目」

- 重要インフラ事業者等がサービスを維持・復旧することがより容易になるように、官民の協力の下、情報の円滑な共有を促進
- 内閣官房情報セキュリティセンターと重要インフラ所管省庁等との間の情報連絡・情報提供について規定
  - 情報共有レベルの設定 (Traffic Light Protocol の採用)
  - 情報連絡の手順の設定
    - ・情報連絡におけるIT障害に関する共通の分類・カテゴリの設定
    - ・統計的な発生状況の把握
  - 情報提供の手順の設定



### 実施細目改定等の主なポイント

- ① **第2次行動計画における成果検証への活用を明記**
  - ・NISCからの情報提供及び重要インフラからの情報連絡の成果検証への活用
- ② **統計情報の拡充**
  - ・他分野のサービス停止等を起因とするIT障害の発生状況の分析に加え、脅威別等のIT障害の発生状況の分析を行い、統計情報を作成
- ③ **顕在化した課題に対する改善**
  - ・情報連絡様式、情報提供様式
  - ・情報共有範囲 等
- ④ **セプター、重要インフラ事業者等向け参考資料の策定及び周知**

**2009年4月から、改定した「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画」の情報連絡・情報提供に関する実施細目に基づく運用を開始。**